

第 62 回 税 理 士 試 験 住 民 税

●はじめに

今年度の出題は、理論も計算も予想の範囲でした。出来映えはいかがでしたか？ 理論は最終予想理論のAランクの出題（5問中の3問）でした。計算はTACの答練問題に近い出題でしたので違和感なく解けたと思います。

例年の出題に較べて、計算のボリュームが少々多かったために、計算の解答時間を若干多く要する出題で、第一問（理論）で60分～65分、第二問（計算）で55分から60分といった時間配分が理想的です。

理論・計算共に予想の範囲での出題であったため、良い結果が期待できます。

Z-62-I〔第一問〕解 答

問1 個人住民税の扶養控除及び寄附金控除に関し、その意義及び制度の概要について、所得税における取扱いとの相違点に留意しながら述べなさい。

(25点)

1. 扶養控除 － 7 点－

〔1〕意 義 ①

配偶者控除及び扶養控除は、同一生計親族について最低生活費を保障するために設けられた所得控除である。

〔2〕扶養親族の意義と扶養控除 ⑥

(1) 扶養親族 － 4 点－

納税義務者の親族（配偶者を除く）並びに里親に委託された児童（18歳未満の者に限る）及び養護受託者に委託された老人（65歳以上の者に限る）で、その納税義務者と生計を一にするもののうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいい、その者が住民税の納税義務者の老人扶養親族又はその他の扶養親族に該当するか否かの判定は前年12月31日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡時）の現況による。

① 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。

② 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。

③ 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。

④ 同居直系尊属である老人扶養親族

老人扶養親族が、納税義務者又はその納税義務者の配偶者の直系尊属であり、かつその納税義務者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

(2) 扶養控除 － 2 点－

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が扶養親族を有する場合には、その者の前年の所得について算定した総所得金額等の課税標準から①各控除対象扶養親族につき33万円、②特定扶養親族は45万円、③老人扶養親族は38万円、④同居直系尊属である老人扶養親族は45万円を控除するものとする。

〔3〕 所得税における取扱いとの相違

(1) 所得税にける扶養控除額

上記〔2〕②の控除額を①38万円、②63万円、③48万円、④58万円とする。

(2) 所得割・均等割の非課税等

扶養親族に該当する者のうち年齢16歳未満の控除対象扶養親族以外の者について、所得税及び住民税の扶養控除の適用はないが、住民税では税負担を考慮して以下に掲げる規定は適用される。

① 所得割の非課税基準額

$$350,000円 \times (1 + \frac{\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族}}{\text{の合計数}}) + \text{加算額} 32万円$$

② 均等割の非課税（条例で定める金額）

$$\begin{array}{c} \text{条例で定める} \\ \text{基本額} \end{array} \times (1 + \frac{\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族}}{\text{の合計数}}) + \begin{array}{c} \text{条例で定める} \\ \text{加算額} \end{array}$$

2. 寄附金税額控除 ―18点―

〔1〕 意義 ②

公益の増進・社会福祉への貢献等、社会政策上の見地から設けられた税額控除である。

なお、住民税では地方公共団体に対する寄附について「ふるさと納税」の施策により、寄附をした者のふるさと等に対する思いを考慮して特例控除を設けている。

〔2〕 内容 ⑬

(1) 道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（前年の総所得金額等の課税標準の合計額の100分の30相当額を限度とする。）が2,000円を超える場合には、その超える金額の4%（市民税は6%）相当額をその者の住宅借入金等特別控除までの税額控除適用後の所得割額から控除するものとする。この場合において、当該控除額は、当該所得割額相当額を限度とする。

―10点―

① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

② 社会福祉法に規定する共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金で当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有するものに対する寄附金で所定のもの

③ 公益社団法人等に対する寄附金で財務大臣が指定したもの及び特定公益増進法人に対する寄附金並びに認定特定非営利活動法人等に対して支出した特定非営利活動に関する寄附金（次の④に掲げるものを除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県又は市町村の条例で定めるもの

④ 特定非営利活動法人に対する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、当該道府県又は市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 特例控除 ―3点―

所得割の納税義務者が前年中に上記(1)①の寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該2,000円を超える金額に、特例控除割合を乗じて得た金額の5分の2（市民税は5分の3）相当額（(1)の所得割額の10%相当額を限度とする。）を(1)の控除額に加算した額とする。

(3) 申告要件 ―3点―

① 所得割の納税義務者が、この規定の適用を受けようとする場合には、3月15日までに、寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した住民税の申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

② 前記(1)④の控除を受けようとする場合において申告書を提出する者は、寄附金税額控除申告書に当該寄附

金を受領した旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を添付しなければならない。

〔3〕所得税における取扱いとの相違

- (1) 支出した寄附金についての控除は所得税では寄附金控除（所得控除）、住民税では寄附金税額控除（税額控除）の対象とする。
- (2) 国・政党等に対する寄附金は、所得税の控除対象になるが、住民税の控除対象にはならない。
- (3) 上記〔2〕(1)の寄附金の合計額は、所得税では課税標準の合計額の100分の40相当額を限度とする。

問2 個人住民税の均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。なお、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）による個人住民税均等割に係る特例措置について述べる必要はない。

(25点)

〔1〕均等割の意義 ②

均等割とは、均等の額によって課する住民税をいう。

住民税は、地域住民が地域行政に要する費用の負担を分任することを基本とした「地域社会の会費」として、行政サービスを享受する地域住民の広い層について均等の額による負担を求める応益負担の税である。

〔2〕納税義務者 ⑤

個人の住民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とし、賦課期日において住所等を有することにより次のとおり納税義務を区分している。

(1) 道府県民税

① 道府県内に住所を有する個人

② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

①の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、②の者に対しては均等割額によって課する。

(2) 市町村民税

(1)①及び②の道府県を市町村と読み替えた個人が納税義務を負う。

上記(1)②の者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

〔3〕税率（標準税率） ①

(1) 道府県民税……………1,000円

(2) 市町村民税……………3,000円

〔4〕非課税措置 ⑧

1. 道府県民税及び市町村民税の非課税 — 3点—

道府県及び市町村は法の施行地に住所を有しない者を除き、次のいずれかに該当する者に対しては道府県民税及び市町村民税を課することができない。

① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く）

2. 均等割の非課税 — 5点—

(1) 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下である者

市町村は法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が当該市町村の条例で定める金額（その者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に、その条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とする。）以下である者に対しては均等割を課することができない。

(2) 道府県は、上記(1)の規定により個人の市町村民税均等割を課することができないこととされる者に対しては、市町村民税均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課することができない。

〔5〕負担の軽減 ⑤

(1) 均等割の税率の軽減 — 3点—

市町村は、市町村民税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割の額を、当該市町村の条例に定めるところによって、軽減することができる。

- ① 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族
- ② ①に掲げる者を2人以上有する者

(2) 条例による減免 ー2点ー

- ① 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認められる者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。
- ② 市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納税者に係る個人の道府県民税についても同じ割合によって減免されたものとする。

〔6〕賦課徴収 〔4〕

1. 個人の道府県民税の賦課聴取の原則

個人の道府県民税の賦課徴収は、特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行うものとする。

2. 個人住民税の徴収方法

個人住民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収があり、給与所得者又は年金所得者に係る所得割額と均等割額の合算額を特別徴収の方法により徴収する場合を除く外、普通徴収の方法により徴収しなければならない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

問1は解答範囲が広く、項目が多いため、書き足りない部分が生ずることもあろうが、全体的に解答する必要がある。

問1については配点が25点とされていたので、「扶養控除」と「寄附金控除」（住民税では寄附金税額控除）の点数の内訳が示されていない。

解答の内容とボリュームから察すると「扶養控除」は基本的な内容であることから5点～10点、「寄附金税額控除」は15点～20点の範囲ではないかと考えられる。

本解答では、「扶養控除」が7点、「寄附金税額控除」は18点として配点基準を作成している。

なお、問1では、「所得税における取扱いとの相違に留意しながら述べなさい。」と記されているが、これは、「相違点について述べなさい。」と問われている訳ではないので、解答中に点線を付して概要を簡潔に述べている。配点は置かれていないが、本試験においては加算ポイントになるであろう。

問2についても配点は25点であるが、「均等割」は、平成15年度の出題が25点、平成8・12及び19年度の出題は30点であった。

今年度の出題が過年度の出題と異なる点は、「負担の軽減」が問われたことと、「復興財源確保法による特例措置に言及する必要はない。」という文章が追加されていることである。（特例措置については直前対策テキストP.9を参照されたい。）

この2点から判断すると、天災等により被災した者についての減免についても問われていると答えられる。「条例による減免」は特例措置ではなく、市町村民税の規定である。

本問では「負担の軽減」が問われているので、「均等割の税率の軽減」は述べなければならないが、このほかにも税負担の軽減に関する規定として、「条例による減免（法323）」も関連する。配点としては軽微である。可否に与える影響は少ないであろう。

なお、「条例による減免」を追加しているため、ボリューム調整のため、「非課税措置」の規定を短縮してい

る。

第一問はAランク理論からの出題とはいえ，項目が多く，解答範囲が明確さに欠ける等を考慮して，合格ラインは42～44点程度と考えられる。

第 62 回 税 理 士 試 験 住 民 税

Z-62-I〔第二問〕解 答

○甲及び甲の家族の税額

(単位：円)

氏 名	平成24年度分として納付すべき税額の合計額	平成24年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲	947,800	378,500 ①	569,300 ①
甲の妻	20,500	7,600 ②	12,900 ②
甲の長男	144,500	57,200 ①	87,300 ①
甲の長女	0	0	0
甲の次男	4,000	1,000 ①	3,000 ①
甲の父	330,700	131,600 ①	199,100 ①

(単位：円)

氏 名	平成23年度中に特別徴収された税額	平成23年度中に特別徴収された税額の内訳	
		県民税	市民税
甲	500	500 ①	0
甲の妻	0	0	0
甲の長男	13,000	5,200 ①	7,800 ②
甲の長女	0	0	0
甲の次男	0	0	0
甲の父	2,250	2,250 ①	0

○計算過程

(単位：円)

【甲の税額】			
I 各種所得の金額			
(1) 給与所得	5,668,800 ①	※	
		$7,632,000 - 1,963,200 = 5,668,800$	
		※ $7,632,000 \times 10\% + 1,200,000 = 1,963,200$	
(2) 譲渡所得		I 総 合	
(総合長期)	2,350,000 ①	(1) 譲渡損益	
(分離短期)		特許権	$3,500,000 - (500,000 + 150,000) = 2,850,000$ (総長)
[一般]	4,650,000	※	骨董品の譲渡損はないものとみなす。①
[軽減]	10,100,000	(2) 特別控除	
(分離長期)	17,400,000		$2,850,000 - 500,000 = 2,350,000$ (総長)
II 土地建物等			
		(1) 譲渡損益	
		① a 土地 (租特法34の2・分長一般税率)	
			$70,000,000 - (52,000,000 + 600,000) = 17,400,000$
		② b 土地 (租特法34・分短軽減税率)	
			$29,500,000 - (19,000,000 + 400,000) = 10,100,000$
		③ 家屋 (家屋は租特法34適用なし・分短一般税率)	
			$14,500,000 - (9,550,000 + 300,000) = 4,650,000$
(3) 利子所得	—	社債の利子は利子割課税のため所得割課税除外	
		X 県民税利子割額 $10,000 \times 5\% = 500$	

II 課税標準

(1) 総所得金額	6,843,800	$5,668,800 + 2,350,000 \times \frac{1}{2} = 6,843,800$
(2) 短期譲渡所得 の金額		
[一般]	4,650,000	
[軽減]	10,100,000	
(3) 長期譲渡所得 の金額	17,400,000	$38,993,800 > 350,000 \quad \therefore$ 所得割課税
合 計	38,993,800	

III 所得控除

(1) 雑損控除	100,000 [1]	$150,000 - \overset{\text{※}}{50,000} = 100,000$ ※ $50,000 < 38,993,800 \times 10\% \quad \therefore 50,000$
(2) 医療費控除	0 [1]	$(30,000 + 40,000) - \overset{\text{※}}{100,000} < 0 \quad \therefore 0$ ※ $100,000 < 38,993,800 \times 5\% \quad \therefore 100,000$
(3) 社会保険料控除	980,000	
(4) 生命保険料控除	65,000 [1]	① 一般分 $150,000 > 70,000 \quad \therefore 35,000$ ② 個人年金分 $27,500 + (50,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 30,000$ ③ ①+②=65,000
(5) 地震保険料控除	20,000 [1]	① 旧長期 $5,000 + (10,000 - 5,000) \times \frac{1}{2} = 7,500$ ② 地震 $25,000 \times \frac{1}{2} = 12,500$ ③ ①+②=20,000
(6) 配偶者特別控除	—	$38,993,800 > 10,000,000 \quad \therefore$ 適用なし ※ 妻は控除対象配偶者に該当しないことで配偶者特別控除の対象とする旨が問題文にあるが、甲の合計所得金額が1,000万円超のため、控除できない。[1]
(7) 基礎控除	330,000	
合 計	1,495,000	

IV 課税所得金額

(1) 課税総所得金額	5,348,000	(1) $6,843,800 - 1,495,000 = 5,348,000$ (千円未満切捨)
(2) 課税短期譲渡 所得金額	4,650,000	(2) 4,650,000 $10,100,000 - 20,000,000$ [1] $< 0 \quad \therefore 0$
(3) 課税長期譲渡 所得金額	2,400,000	(3) $17,400,000 - 15,000,000 = 2,400,000$ [1]

V 所得割額

(1) X県民税	377,568	1. 算出所得割額
(2) Y市民税	566,352	(1) 課 総 $5,348,000 \times \begin{cases} 4\% = 213,920 \\ 6\% = 320,880 \end{cases}$ (2) 課 短 (税率[1]) $4,650,000 \times \begin{cases} 3.6\% = 167,400 \\ 5.4\% = 251,100 \end{cases}$

(3) 課 長 (税率 1)

$$2,400,000 \times \begin{cases} 2\% = 48,000 \\ 3\% = 72,000 \end{cases}$$

$$(4) (1)+(2) = \begin{cases} 429,320 \text{ (県)} \\ 643,980 \text{ (市)} \end{cases}$$

2. 調整控除

$$50,000 - (5,348,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$$

$$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{cases} \quad \boxed{1}$$

3. 寄附金税額控除

(1) 基本控除

$$\begin{matrix} ※ \\ (200,000 - 2,000) \end{matrix} \times \begin{cases} 4\% = 7,920 \\ 6\% = 11,880 \end{cases} \quad \boxed{1}$$

$$※ \quad 170,000 + 30,000 = 200,000 \leq 38,993,800 \times 30\% \quad \therefore 200,000$$

(2) 特例控除

$$(170,000 - 2,000) \times \begin{matrix} ※ \\ 70\% \end{matrix} = 117,600$$

$$※ \quad 5,348,000 - 50,000 = 5,298,000 \rightarrow \text{特例控除率} \quad 70\%$$

① 県民税

$$イ \quad 117,600 \times \frac{2}{5} = 47,040$$

$$ロ \quad (429,320 - 1,000) \times 10\% = 42,832 \text{ (限度額)}$$

$$ハ \quad イ > ロ \quad \therefore 42,832 \quad \boxed{1}$$

② 市民税

$$イ \quad 117,600 \times \frac{3}{5} = 70,560$$

$$ロ \quad (643,980 - 1,500) \times 10\% = 64,248 \text{ (限度額)}$$

$$ハ \quad イ > ロ \quad \therefore 64,248 \quad \boxed{1}$$

$$(3) (1)+(2) = \begin{cases} 50,752 \\ 76,128 \end{cases}$$

4. 所得 割額

$$1 - 2 - 3 = \begin{cases} 377,568 \text{ (X県)} \\ 566,352 \text{ (Y市)} \end{cases}$$

VI 均等割額

(1) X県民税 1,000

(2) Y市民税 3,000

VII 県民税及び市民税の額

(1) X県民税 378,500

(2) Y市民税 569,300

$$V + VI = \begin{cases} 378,500 \\ 569,300 \end{cases} \quad \text{[百円未満切捨]}$$

〔甲の妻の税額〕

I 所得割額

(1) X県民税 4,600

(2) Y市民税 9,900

1. 給与所得・総所得金額

$$1,170,000 - 650,000 = 520,000$$

$$520,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

2. 課税総所得金額 (千円未満切捨)

$$520,000 - 330,000 = 190,000$$

3. 所得割額

$$(1) 190,000 \times \begin{cases} 4\% = 7,600 \text{ (県)} \\ 6\% = 11,400 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$(2) 50,000 < 190,000 \quad \therefore 50,000$$

$$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$(3) (1) - (2) = \begin{cases} 6,600 \text{ (X県)} \\ 9,900 \text{ (Y県)} \end{cases}$$

II 均等割額

$$(1) \text{ X県民税} \quad 1,000$$

$$(2) \text{ Y市民税} \quad 3,000$$

III 県民税及び市民税の額

$$(1) \text{ X県民税} \quad 7,600$$

$$(2) \text{ Y市民税} \quad 12,900$$

$$I + II = \begin{cases} 7,600 \\ 12,900 \end{cases} \text{ (百円未満切捨)}$$

〔甲の長男の税額〕

I 所得割額

$$(1) \text{ X県民税} \quad 56,200$$

$$(2) \text{ Y市民税} \quad 84,300$$

1. 給与所得・総所得金額

$$3,450,000 - 1,215,000 = 2,235,000 \quad \boxed{1}$$

$$\ast \quad 3,450,000 \times 30\% + 180,000 = 1,215,000$$

$$2,235,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

(注) 退職所得は、分離課税に係る所得割課税のため除外

2. 所得控除

$$389,200 + 35,000 + \frac{150,000 - 100,000}{1} + 330,000 = 804,200$$

$$\ast 1 \quad 79,000 > 70,000 \quad \therefore 35,000 \quad \boxed{1}$$

$$\ast 2 \quad 100,000 < 2,235,000 \times 5\% \quad \therefore 100,000$$

3. 課税総所得金額 (千円未満切捨)

$$2,235,000 - 804,200 = 1,430,800$$

4. 所得割額

$$(1) 1,430,800 \times \begin{cases} 4\% = 57,200 \\ 6\% = 85,800 \end{cases}$$

$$(2) 50,000 < 1,430,800 \quad \therefore 50,000$$

$$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{cases} \quad \boxed{1}$$

$$(3) (1) - (2) = \begin{cases} 56,200 \text{ (X県)} \\ 84,300 \text{ (Y市)} \end{cases}$$

II 均等割額

$$(1) \text{ X県民税} \quad 1,000$$

$$(2) \text{ Y市民税} \quad 3,000$$

III 県民税及び市民税の額

$$(1) \text{ X県民税} \quad 57,200$$

$$(2) \text{ Y市民税} \quad 87,300$$

$$I + II = \begin{cases} 57,200 \\ 87,300 \end{cases} \text{ (百円未満切捨)}$$

〔甲の長男の特別徴収税額〕

$$(1) \text{ X県民税} \quad 5,200$$

$$(2) \text{ Y市民税} \quad 7,800$$

$$(1) 1,890,000$$

$$(2) 400,000 \times \frac{\ast}{4} = 1,600,000$$

※ H20.4/1~H23.9/30→3年6月 ∴ 4年(1年未満切上)

$$(3) \left\{ (1)+(2) \right\} \times \frac{1}{2} = 145,000$$

$$145,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% \times 0.9 = 5,220 \rightarrow 5,200 \\ 6\% \times 0.9 = 7,830 \rightarrow 7,800 \end{array} \right\} \quad (\text{百円未満切捨})$$

〔甲の長女の税額〕

—

障害者かつ,

$$1,200,000 - 300,000 = 900,000 \leq 1,250,000$$

∴ 住民税非課税 [2]

〔甲の次男の税額〕

- (1) X県民税 1,000
(2) Y市民税 3,000

1. 給与所得・総所得金額

$$1,200,000 - 650,000 = 550,000$$

$$550,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

2. 課税総所得金額(千円未満切捨)

$$550,000 - \frac{\text{※}}{1} (260,000 + 330,000) < 0 \quad \therefore 0$$

※ 勤労学生控除

〔甲の父の税額〕

I 各種所得の金額

- (1) 配当所得 100,000
(申告分離) 75,000

$$42,000 + 33,000 = 75,000 \quad (\text{申分})$$

$$\text{X県民税配当割額} \quad 42,000 \times 3\% + 33,000 \times 3\% = 2,250$$

- (2) 山林所得 1,275,000 [1]

$$\frac{\text{※}}{5,000,000 - 3,225,000 - 500,000 = 1,275,000}$$

$$\text{※} \quad (5,000,000 - 1,450,000) \times 50\% + 1,450,000 = 3,225,000 \quad [1]$$

- (3) 雑所得 2,870,000 [1]

$$\frac{\text{※}}{4,300,000 - 1,430,000 = 2,870,000}$$

$$\text{※} \quad 1,400,000 + (4,300,000 - 4,100,000) \times 15\% = 1,430,000$$

II 課税標準

- (1) 総所得金額 2,970,000

$$100,000 + 2,870,000 = 2,970,000$$

- (2) 上場株式等に係る
配当所得の金額 75,000

- (3) 山林所得金額 1,275,000

$$4,320,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

合 計 4,320,000

III 所得控除額

- (1) 社会保険料控除 560,000

- (2) 生命保険料控除 34,500 [1]

$$27,500 + (68,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 34,500$$

- (3) 医療費控除額 0 [1]

$$120,000 - 120,000 = 0$$

- (4) 基礎控除 330,000

合 計 924,500

IV 課税所得金額

- (1) 課税総所得金額 2,045,000

$$2,970,000 - 924,500 = 2,045,000 \quad (\text{千円未満切捨})$$

- (2) 上場株式等に係る
課税配当所得の金額 75,000

- (3) 課税山林所得金額 1,275,000

V 所得割額

- (1) X県民税 130,600

1. 算出所得割額

- (2) Y市民税 196,100

(1) 合 課

$$\begin{aligned} & \times 3,320,000 \times \begin{cases} 4\% = 132,800 \\ 6\% = 199,200 \end{cases} \end{aligned}$$

$$\times 2,045,000 + 1,275,000 = 3,320,000$$

(2) 上配 (税率 1)

$$75,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 900 \\ 1.8\% = 1,350 \end{cases}$$

$$(3) (1) + (2) = \begin{cases} 133,700 \\ 200,550 \end{cases}$$

2. 調整控除

$$50,000 - (3,320,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$$

$$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{cases} \quad \boxed{1}$$

3. 配当控除

$$100,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 1,200 \\ 1.6\% = 1,600 \end{cases} \quad \boxed{1}$$

4. 配当割額控除

$$2,250 \times \begin{cases} \frac{2}{5} = 900 \\ \frac{3}{5} = 1,350 \end{cases} \quad \boxed{1}$$

5. 所得割額

$$1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 130,600 \text{ (X県)} \\ 196,100 \text{ (Y市)} \end{cases}$$

VI 均等割額

(1) X県民税 1,000

(2) Y市民税 3,000

VII 県民税及び市民税の額

(1) X県民税 131,600

(2) Y市民税 199,100

$$V + VI = \begin{cases} 131,600 \\ 199,100 \end{cases} \quad (\text{百円未満切捨})$$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

今年度の出題はボリュームが例年よりやや多かったが、複雑な計算項目は含まれなかった。内容的には答練レベルであったが、正確に合わせる必要のある個別計算項目が多かったため解答時間も60分程度は必要になったであろう。

甲については、最終値が合わなくても個別項目で得点出来れば合格は可能である。

第二問の合格ラインは答練的な採点基準で40～42点、合計得点で82～86点と予想される。

【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- 解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではありません。
- 解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- 解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了承ください。
- 解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。